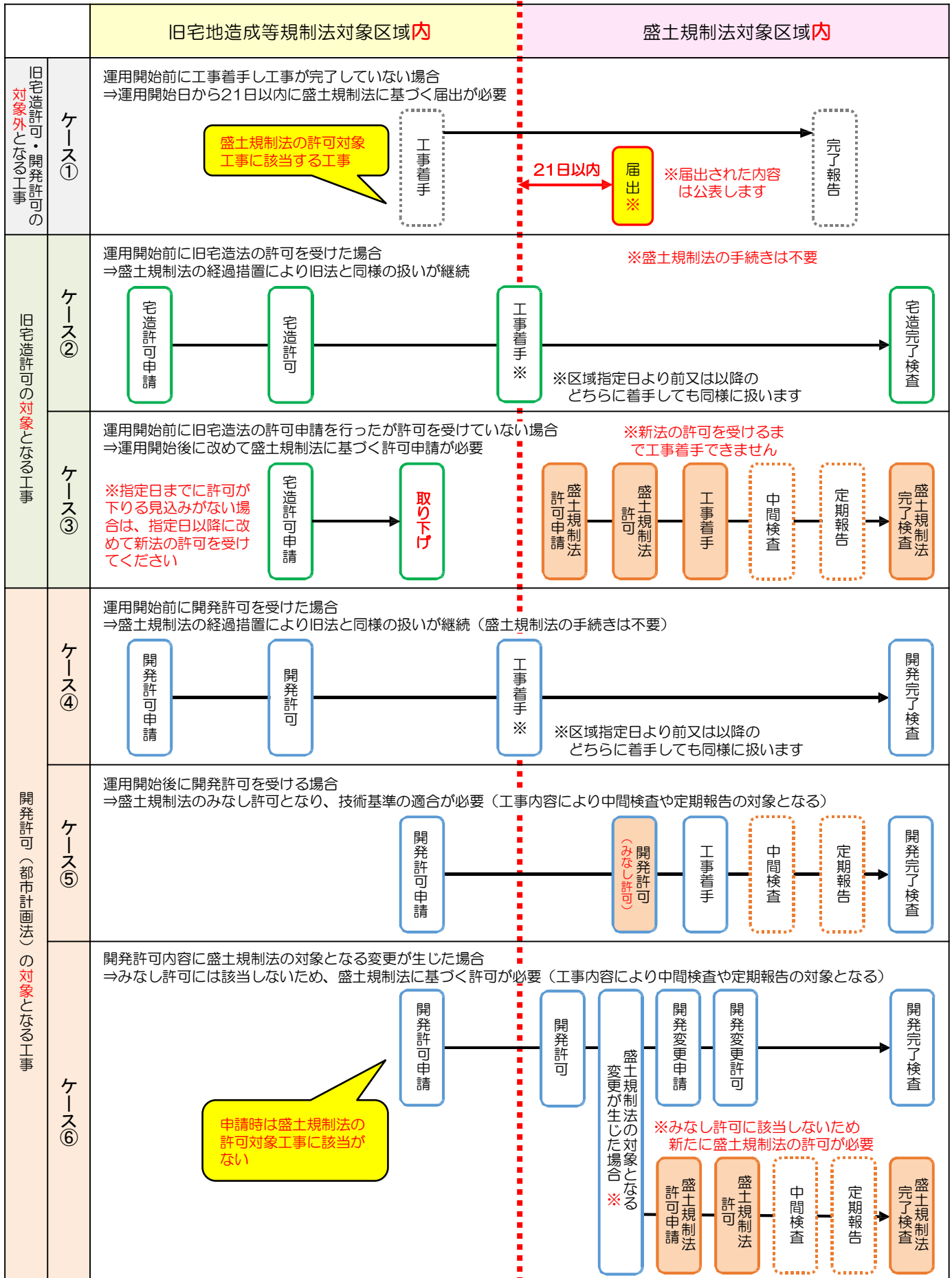


規制区域指定日(運用開始)前後の取扱いについて

1. 宅地造成工事規制区域内(旧宅造法)において工事を行う場合

令和7年4月1日規制区域指定日(運用開始)

- 凡例
- 旧宅造法に基づく手続き
 - 盛土規制法に基づく手続き
 - 都市計画法に基づく手続き

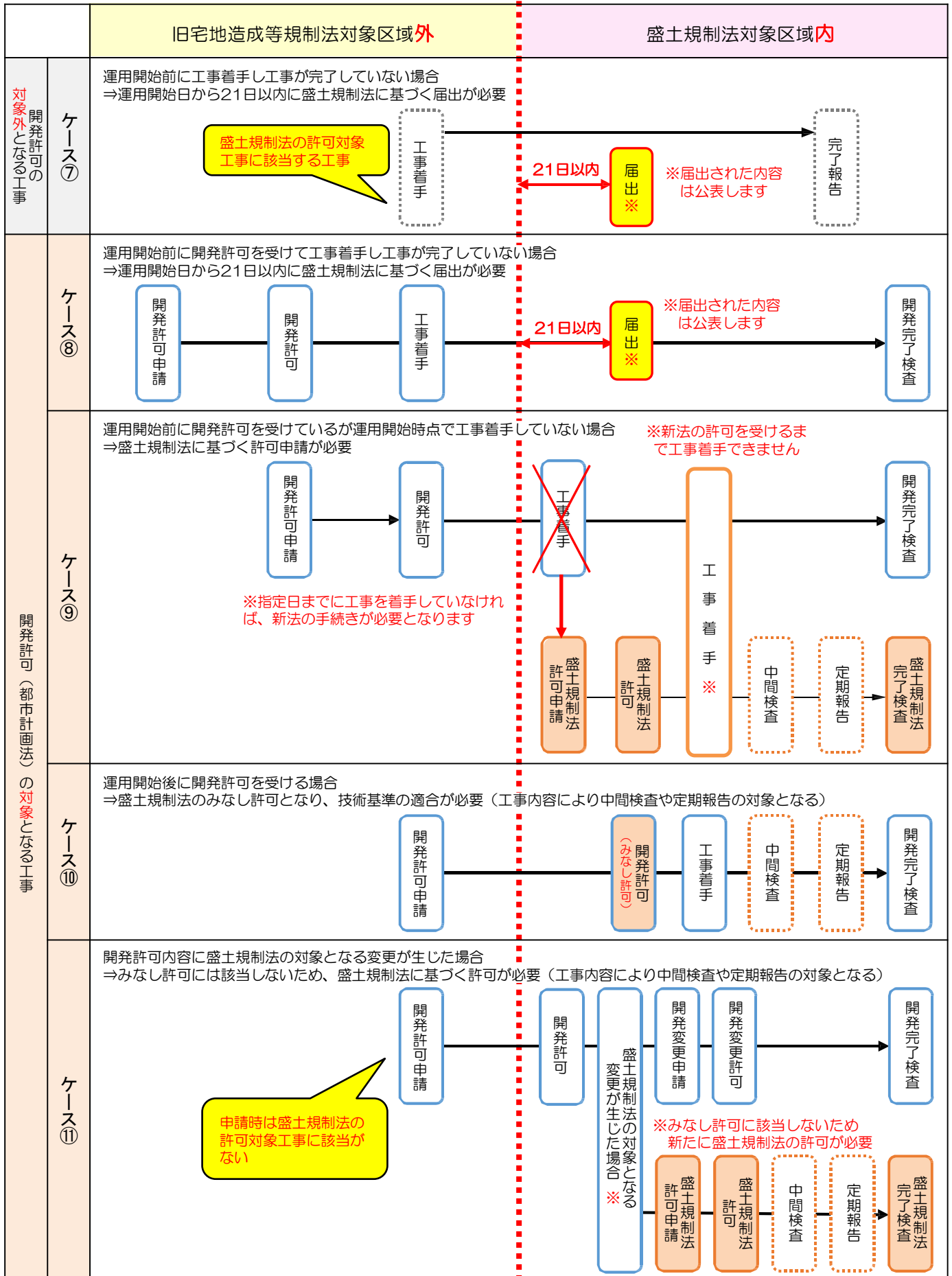


※記載したケースは一例ですので、その他詳細は個別にご相談ください。

2. 宅地造成工事規制区域外（旧宅造法）において工事を行う場合

令和7年4月1日規制区域指定日（運用開始）

- 凡例
- 旧宅造法に基づく手続き
 - 盛土規制法に基づく手続き
 - 都市計画法に基づく手続き



※記載したケースは一例ですので、その他詳細は個別にご相談ください。

令和6年12月作成